

# シンガポールにおける 国際仲裁について



Drew & Napier LLC, Intellectual Property

Yvonne Tang  
(Director  
弁護士)

Jaswin Kaur  
Khosa  
(Associate  
Director 弁護士)

Yvonne は、知的財産 (IP) 業務のあらゆる側面で積極的に活動している。彼女は知的財産問題で 20 年以上の経験があり、法的なキャリア全体を知的財産分野に捧げてきた。彼女のクライアントには、多国籍企業や地元企業が含まれる。

Jaswin はシンガポールの資格を持った弁護士であり、その実務は知的財産 (IP) 業務のあらゆる側面に及んでいる。

## 概要

本稿では、国際的な知的財産権紛争の仲裁拠点としてのシンガポールの状況を、法制度、知名度、実績に基づく最近の傾向などから解説する。

## 詳細

### 1. 知的財産権 (IPR) 紛争はシンガポールで仲裁される

2019 年 8 月 5 日に議会を通過し、8 月 29 日に大統領によって承認された 2019 年知的財産 (紛争解決) 法 (the Intellectual Property (Dispute Resolution) Act 2019) は、仲裁法 (the Arbitration Act (Cap. 10 of the 2002 Revised Edition)) および国際仲裁法 (the International Arbitration Act (Cap. 143 A of the 2002 Revised Edition)) により、知的財産紛争を仲裁することができることを明確にするよう求めた。本法はこちら (<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2019/Published/20190911?DocDate=20190911>) で閲覧できる。

本法に従って、2019年に改正されたシンガポールの2001年仲裁法第52B条、および2019年に改正されたシンガポールの1994年国際仲裁法第26B条は、知的財産紛争を仲裁できることを明確にした。これらの条文は以下で確認できる。

<https://sso.agc.gov.sg/Act/AA2001?ProvIds=P19A-#pr52B->

<https://sso.agc.gov.sg/act/iaa1994?ProvIds=P12A-#pr26B->

先の2つの条文は、なぜ知的財産権紛争を仲裁することを明確にする必要があるのか、また、知的財産権紛争の仲裁において障害となる原則はあるのか、という疑問を提起する。原則として、実質的な障壁は存在しない。知的財産権紛争を仲裁できないとする伝統的な見解は、知的財産権が様々な登録機関（商標登録機関、意匠登録機関、特許登録機関など）への登録証明に大きく依存しており、したがって、そこから生じる紛争はこれらの登録機関で解決されなければならないと考えられていることに起因するものである。しかし、これは、土地の権利など、登録の証明に基づく他の権利と同様、真実ではない。

## 2. 知的財産権紛争の仲裁拠点としてのシンガポールの知名度

シンガポールは、1958年ニューヨーク条約<sup>1</sup>に加盟しており、160か国以上で執行可能な仲裁判断を下しており、外国の仲裁判断の承認と執行に関する本条約の締約国となっている。

知的財産権紛争は、国際的に様々な管轄区域にまたがるため、信頼性が高く安定した場としてシンガポールで解決されることが多くなっている。シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre : SIAC）には、知的財産権専門の仲裁人パネルがある。SIACの紛争解決機能については下記を参照されたい。

<https://www.siac.org.sg/>

---

<sup>1</sup> The Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958) <https://www.newyorkconvention.org/>

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、国際仲裁を含む代替的な紛争解決を選択するよう、しばしば当事者に働きかけている。IPOS のパンフレットには、知的財産権紛争解決の世界的な場としてのシンガポールに関する詳細な情報が掲載されている。

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/ipdr-brochure.pdf>

簡単に紹介すると、ロンドン大学クイーン・メアリー校が委託された 2021 年国際仲裁調査によると、シンガポールはアジア太平洋地域で最も好まれる仲裁地であり、ロンドンと並んで世界で最も好まれる仲裁地となっている。報告書全文は以下に掲載されている。

[https://arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/LON0320037-QMUL-International-Arbitration-Survey-2021\\_19\\_WEB.pdf](https://arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/LON0320037-QMUL-International-Arbitration-Survey-2021_19_WEB.pdf)

### 3. 知的財産権紛争をめぐる仲裁の最近の傾向

IPOS だけでなく、裁判所でも国際仲裁を含む代替的な紛争解決は常に奨励されている。例えば、最近の EXXA Network Pte Ltd v SQ2 Fintech Pte Ltd [2021] SGHCR 9 のケース<sup>2</sup>では、アシスタント・レジストラが調停法 8 条および仲裁法 6 条に基づき、調停および仲裁を優先して裁判手を停止する申請を許可した。主な争点は、人工知能取引ロボットを備えた暗号資産取引用のプラットフォームを含むと定義された「知的財産資産（IP Assets）」に関連する株主間契約に関するものであった。

知的財産学生協会（the Intellectual Property Students Association<sup>3</sup>）が主催した、シンガポール最高裁判所上級顧問（Senior Counsel）で SIAC の公認仲裁人

<sup>2</sup> URL: [https://www.singaporelawwatch.sg/Portals/0/Docs/Judgments/2021/\[2021\]%20SGHCR%209.pdf](https://www.singaporelawwatch.sg/Portals/0/Docs/Judgments/2021/[2021]%20SGHCR%209.pdf)

<sup>3</sup> <https://ipsasg.wordpress.com/>

である Michael Hwang 博士へのインタビュー<sup>4</sup>の中で、Hwang 博士は、知的財産権が関係するケースの仲裁における最近の3つの傾向について触れている：

(1) 当事者は、知的財産権の侵害を伴うケースであっても、契約上の論拠に重点を置いている。その理由は次の2つである。

- a) 知的財産権が主題であるが、実際の問題は完全に契約上のものである（例：ライセンス契約、フランチャイズ契約）。
- b) 差止命令による救済のような伝統的な知的財産の救済措置では、損害賠償のような契約上の概念で評価することが困難なため、契約上の議論が行われる。

(2) 当事者が契約上の論拠を重視するからといって、背景となる知的財産権が存在しなくなったり、忘れ去られたりすることはない。当該知的財産権の原則は、紛争を助けるものとして残っている。例えば、デザインの複製・複写を禁止する契約条項は、著作権法上、何が複写にあたるかを考慮して検討されなければならない。

(3) 仲裁においても、知的財産権が絡む場合、「弁護士のみ」という特定の手続上の知的財産権紛争規範が当事者から要請される。この規約では、交換された文書の商業的または技術的な機密を保持するよう法廷が動かされ、文書は仲裁の目的のためにのみ開示される。

#### 4. 知的財産権国際仲裁に関連する裁判例

IPOS では、国際仲裁と知財の要素を論じた判例を以下に集約している。

<https://www.ipos.gov.sg/manage-ip/resolve-ip-disputes/ip-dispute-resolution-hub/resources#resources>

<sup>4</sup> “IN CONVERSATION WITH DR. MICHAEL HWANG, Q3” <https://static1.squarespace.com/static/55c714fbe4b0f0d634b061b5/t/61e7ccc7ead21b676029bf08/1642581191673/IPS+A+In+Conversation+with+Dr+Michael+Hwang.pdf>

【ソース】

- ・ 2001 年仲裁法 (Arbitration Act 2001)

<https://sso.agc.gov.sg/Act/AA2001?ProvIds=P11-#top>

- ・ 1994 年国際仲裁法 (International Arbitration Act 1994)

<https://sso.agc.gov.sg/act/iaa1994?ProvIds=P11-#top>

- ・ 2017 年調停法 (Mediation Act 2017)

<https://sso.agc.gov.sg/Act/MA2017>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)